

令和7年度 市民税・県民税 申告受付、始まります

令和7年度申告では、令和6年中（令和6年1月1日から12月31日まで）の1年間の所得等を申告します。申告された所得等をもとに、令和7年度市民税・県民税の税額を計算します。（※）市民税・県民税の課税情報や所得額の情報は、各種給付金、補助金、支援金、各種行政サービスの判定などに利用されますので、フローチャートを参考に、申告が必要な方は申告をお願いします。※所得税の確定申告の場合、令和6年分の所得税額の精算を行います。

まずはチェック！～私は申告が必要？～

お問合せ：熊谷市総務部市民税課
TEL 048-524-1111（代表）内線 246、247





申告の方法① 郵送で申告！

申告書の必須項目に記入、必要書類を同封して送るだけ！

必須項目 申告対象の方の情報

必須項目 ※該当の方
寡婦・ひとり親控除
障害者控除

収入・所得に関する情報

必須項目 ※該当の方
配偶者/
扶養親族の情報

控除に関する情報

1 申告対象の方の情報を記入する

特に、次の情報は必ず記入してください。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・現在と1月1日時点の住所
- ・電話番号

2 収入・扶養などの情報を記入する

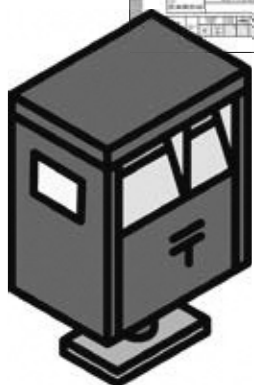
特に、次に当てはまるものがある方は必ず記入してください。

- ・配偶者 / 扶養親族に関すること
- ・自分や配偶者 / 扶養親族の障害者控除、寡婦 / ひとり親控除

3 必要書類を同封して送る

必要書類は4ページでご確認ください。

〒360-8601
 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
 熊谷市役所 総務部市民税課 宛



簡単ポイント♪

「必須項目」が書かれていれば、同封書類を参考に、職員が申告内容を補完します！



STEP UP! 熊谷市ホームページで簡単入力♪



熊谷市ホームページ「市民税・県民税申告書作成システム(税額シミュレーションシステム)」について」内の「市民税・県民税申告書作成システム」を使えば、早く・簡単に・正確に、申告書を作成することができます！
作成できたら印刷または書き写し、必要書類を同封して郵送してください。

1 申告者の情報を入力

上記コードを読み取り、「同意する」をクリックします。
申告対象の方の生年月日、申告する所得の種類を選んでください。

2 所得や控除を入力

資料をもとに、所得や控除を入力します。
面倒な計算は自動で行います！

3 印刷して郵送！

必要事項を入力したら完成！
印刷または書き写して、必要書類と一緒に郵送してください。



これらを含む確定申告は

↓ 市会場では ↓

受付できません！

① 株・配当 ② 退職所得

③ 土地・建物の譲渡

④ 住宅ローン ※ 年末調整済を除く

⑤ 令和5年以前の収入に関する所得税の申告

⑥ 青色申告、繰越損失の申告

⑦ ゴルフ会員権や自動車、貴金属を売った
収入や損失の申告

⑧ 国外居住の方を扶養親族にする申告

⑨ 亡くなられた方の収入の申告（準確定申告）

⑩ 災害等による居宅などの財産の被害の申告
（雑損控除）

熊谷税務署へお問い合わせください。

TEL 048-521-2905 (代表)

申告の方法② 会場で申告

次の内容をご確認いただき、事前予約の上、会場にお越しください。

期間

令和7年2月7日(金)～3月14日(金)

会場

市役所会場 熊谷市役所 1階北側特設会場
大里会場 大里行政センター 2階第3会議室
江南会場 江南行政センター 3階大会議室
妻沼会場 妻沼行政センター 2階 201 会議室

※ 今年 は改修工事のため、
さくらめいと会場での受付はありません。

持ち物

本人確認書類、申告に必要な書類（裏面参照）

来場予約方法

予約がなくても申告受付はできますが、混雑時には「入場整理券」を配付し、整理券に記載の時間帯での再来場をお願いすることがあります。



インターネット予約

受付 1月20日(月) 9:00
～3月13日(木) 15:00
※ 24時間受付



各日程、1日前(土・日曜日、
祝日を除く)の15:00に締め
切ります。

電話予約

受付 2月分 1月20日(月)～1月24日(金)
3月分 1月27日(月)～1月31日(金)
※ 平日 9:00～17:00 の受付
※ 予約受付期間後も、予約に空きがあれば受付可

市民税課

TEL 048-524-1111 (内線 246、247)
「申告の予約がしたい」と伝えてください。

会場と日程 地区指定はありません。都合の良い会場、日程をお選びください。

2月		市役所会場	出張会場
7	金		妻沼 9:00～15:00
8	土		
9	日		
10	月		妻沼 9:00～15:00
11	火		
12	水		妻沼 9:00～15:00
13	木		妻沼 9:00～15:00
14	金		妻沼 9:00～15:00
15	土		
16	日		
17	月		妻沼 9:00～15:00
18	火		妻沼 9:00～12:00
19	水		江南 9:00～15:00
20	木		江南 9:00～15:00
21	金		江南 9:00～15:00
22	土		
23	日		
24	月		
25	火	9:00～15:00	江南 9:00～15:00
26	水	9:00～15:00	江南 9:00～15:00
27	木	9:00～15:00	江南 9:00～12:00
28	金	9:00～15:00	

3月		市役所会場	出張会場
1	土		
2	日	9:00～15:00	
3	月	9:00～15:00	
4	火	9:00～15:00	
5	水	9:00～15:00	大里 9:00～15:00
6	木	9:00～15:00	大里 9:00～15:00
7	金	9:00～15:00	大里 9:00～15:00
8	土		
9	日		
10	月	9:00～15:00	
11	火	9:00～15:00	
12	水	9:00～15:00	
13	木	9:00～15:00	
14	金	9:00～15:00	

注意

- ・この期間中、市役所2階市民税課 / 各行政センター市民係(市民福祉係)では申告を受け付けません。会場にお越しください。
- ・終了時間30分前に入場を締め切ります。

提出前に確認！チェックリスト

主なものを掲載します。掲載されていない項目については、市ホームページをご確認ください。

郵送 / 会場に共通して必要なもの

申告書	氏名、生年月日、住所、電話番号などの必須項目は記入しましたか？ (来場の場合は会場で作成またはお渡ししますので持参不要です)
番号確認書類	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票の写し …いずれか1点 (扶養親族のマイナンバーも控えてください)
本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など …いずれか1点

該当する方に必要なもの

○ 収入に関すること

営業等、農業、不動産	収支内訳書	事前作成	原本提出
給与、公的年金等	給与や公的年金等の源泉徴収票		
その他の収入	収入金額と必要経費が分かる資料		

○ 控除に関すること ※ 申告する収入がない方は、医療費控除や生命保険料控除など、控除に関する書類は必要ありません。

社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除	支払った額が分かるもの (領収書や控除証明書など)		
生命保険料控除	源泉徴収票に記載がある場合、源泉徴収票を同封すれば、それぞれの控除にかかる「支払った額が分かるもの」の同封は必要ありません。		
地震保険料控除			
勤労学生控除	学生証など / 専修学校等生徒は学校が交付する証明書		
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書		
扶養控除	国外居住の方を扶養親族にする場合、①親族関係書類、②送金関係書類。 ※ 市民税・県民税申告のみ。市会場の確定申告では受け付けられません。 ※ 外国語で作成されている場合、その翻訳文を添付してください。 国内の場合、記入を忘れていないか確認してください。		
医療費控除	医療費控除の明細書 / 医療費通知 またはセルフメディケーション税制の明細書	事前作成	原本提出
寄附金控除	寄附金の証明書、受領証など		

○ 所得税の確定申告をする方 (市の会場に来場)

利用者識別番号がわかる書類	税務署から送られる「確定申告のお知らせ」など
口座番号がわかるもの	申告者本人名義のもの

完全予約制 スマホ確定申告相談会を開催します

熊谷税務署と共催で「スマホを使った令和6年分確定申告」の相談会を開催します。申告まで完了するこの相談会にぜひご参加ください。

とき 2月3日(月)：給与/年金収入のみの方
2月5日(水)：事業所得(営業等/農業など)
や不動産所得がある方
(他の所得は給与/年金のみの方)

※ 両日 9:30~11:30、14:30~16:30

ネット予約 1月8日(水) 9:00~
下記コードから先着順。持ち物、
注意点などもご確認ください。



マイナポータル対応機種
のスマートフォンおよびマイ
ナンバーカードをお持ちの
方がご参加になれます。

ところ 熊谷市役所 1階ホール北側特設会場

発行 / お問合せ 〒360-8601
熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市 総務部 市民税課
TEL 048-524-1111 (代表) 内線 246、247

医療費控除の仕組み

医療費控除は、あなたやあなたと生計を一にする配偶者/親族のために、あなたが前年中支払った医療費が対象となります。次の計算式によって算出した額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を申告書と一緒にご提出ください。なお、「医療費控除の明細書」は職員による作成代行ができません。ご自身で作成の上、ご提出ください。

$$\text{医療費控除の額} = \left(\begin{array}{l} \text{支払った医療費} \\ \text{などの合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などの} \\ \text{補てん額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{総所得金額等の5\%} \\ \text{いずれか少ない方} \end{array}$$

医療費控除明細書の書き方

1 「医療費通知」がお手元にある方 ※「医療費通知」は原本を添付してください。

①

医療費通知内、「自己負担額」の合計額を記入します。

②

①のうち、令和6年中に実際に支払った額を領収書などで確認し、合計額を記入します。

③

保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）で補てんされたものがある場合は、補てんされた額の合計を記入します。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※ 医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

1. 被保険者等の氏名、2. 療養を受けた年月、3. 療養を受けた者の氏名、4. 療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、5. 被保険者等が支払った医療費の額、6. 保険者等の名称

① 医療費通知に記載されている、その通知された医療費の年中実際に支払った額(自己負担額)	② 保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額	③ 医療費の額
84,000 円	72,500 円	0 円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち、生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
熊谷 税太	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・処置 <input type="checkbox"/> 介護医療サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	500	
	□□病院	<input type="checkbox"/> 診療・処置 <input type="checkbox"/> 介護医療サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	32,200	10,000
	⋮	<input type="checkbox"/> 診療・処置 <input type="checkbox"/> 介護医療サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	⋮	
熊谷 税子	○○病院	<input type="checkbox"/> 診療・処置 <input type="checkbox"/> 介護医療サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,300	
	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・処置 <input type="checkbox"/> 介護医療サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700	
	⋮	<input type="checkbox"/> 診療・処置 <input type="checkbox"/> 介護医療サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	⋮	

2 「医療費通知」がない方(領収書等から記入する場合)

※ 領収書等は添付せず、5年間保管してください。

医療を受けた方ごと、病院や薬局ごとに表にします。
※ 領収書1枚ごとに書き写す必要はありません。

医療費控除の対象(例)

対象となる

- ・入院・手術・診療の代金
- ・治療目的のインプラント代
- ・おむつ購入費
※「おむつ使用証明書」を添付

対象とならない

予防接種、人間ドック、美容目的の歯科矯正など、治療目的以外のもの

詳しくは下記コードへ



医療費は戻ってきません!

医療費控除は所得から差し引く「所得控除」です。医療費控除を申告することで、納付すべき所得税や翌年度の市民税・県民税が減額となったり、すでに納めた所得税額を限度として還付を受けられたりします。ただし、所得がない場合など、医療費控除を申告しても効果がない場合もあります。